

件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
主管課	人事課	
根拠法令等	農業改良助長法の一部を改正する法律（平成 16 年 5 月 26 日公布、平成 17 年 4 月 1 日施行） 森林法の一部を改正する法律（平成 16 年 3 月 31 日公布、平成 17 年 4 月 1 日施行）	
【改正の概要】 農業改良助長法の一部改正により、改良普及員と専門技術員の職の一元化、農業改良普及手当の名称変更、手当の支給率の上限規制が廃止されたことに伴い、農林漁業改良普及手当について所要の改正を行う。		
	旧	新
手当の名称	農林漁業改良普及手当	農林漁業普及指導手当
手当の支給率	改良普及員 12% 専門技術員 8%	普及指導員 6%
管理職手当受給者への支給	4%～8%に調整して支給	管理職手当受給者には不支給
施行日	平成 17 年 4 月 1 日	